

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第 77 回）議事録

1 日時 令和 6 年 12 月 2 日（月） 14：15～14：55

2 場所 Web 会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、岡田 羊祐（部会長代理）、荒牧 知子、
石井 夏生利、大橋 弘、高橋 利枝（以上 6 名）

（2）総務省

＜総合通信基盤局＞

湯本 博信（総合通信基盤局長）、吉田 恭子（総務課長）

・電気通信事業部

大村 真一（電気通信事業部長）、

飯村 博之（事業政策課長）、石谷 寧希（事業政策課調査官）、

渡部 祐太（事業政策課市場評価企画官）、

堀内 隆広（基盤整備促進課長）、大堀 芳文（基盤整備促進課企画官）、

望月 俊晴（基盤整備促進課課長補佐）

（3）事務局

片山 寅真（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）諮問案件

令和 6 年度第 4 四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法
の在り方

【令和 6 年 12 月 2 日付け諮問第 1240 号】

（2）議決案件

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について

【令和 5 年 8 月 28 日付け諮問第 28 号】

開 会

○森川部会長　それでは、ただいまから情報通信審議会第77回電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日もウェブ会議にて会議を開催しており、現時点で委員8名中5名の皆様方に御出席いただいております、定足数を満たしております。

ウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をいただいた後に御発言をお願いできればと思います。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議での傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は、諮問案件1件、そして、議決案件1件でございます。

(1) 諮問案件

令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方

【令和6年12月2日付け諮問第1240号】

○森川部会長　初めに、諮問第1240号「令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方」についての審議となります。

本件は、本日、総務大臣より情報通信審議会に諮問され、本日付で情報通信審議会議事規則第11条第8項の規定により、本部会に付託されたものとなります。

それでは、総務省から御説明をお願いできますでしょうか。

○望月基盤整備促進課長補佐　総務省総合通信基盤局基盤整備促進課でございます。

では資料77-1-1に基づきまして、諮問第1240号「令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方」について説明をさせていただきます。

ページをおめくりいただきますと別紙として、諮問理由、答申を希望する事項、答申を希望する時期、答申が得られたときの行政上の措置について記載してございますが、詳細につきましては、お手元の資料77-1-2、概要資料を用いて説明をさせていただきます。

では、資料 77-1-2 をお開きください。

表紙は先ほど申し上げた諮問の事項を記載してございます。

おめくりいただきまして、右肩にページ数がございます。こちらのまず 1 ページ目を用いまして、諮問の理由を説明させていただきます。

電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方につきましては、情報通信審議会からいただいた御答申に沿って運用をしてございます。この最新の答申が、こちらに記載がございます「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」（令和 4 年 9 月 20 日情報通信審議会答申）でございます。

こちらの答申におきましては、IP 網への移行期間中、これは令和 4 年 4 月から令和 6 年 12 月までを指します、この IP 網への移行期間中の電話のユニバーサルサービス交付金に係る補填額の算定に当たっての LRIC モデルの適用方法等について、考え方をお示しいただいているところでございます。

一方で、IP 網への移行後、すなわち移行期間の後、令和 7 年 1 月以降における電話のユニバーサルサービス交付金の補填額の算定方法の在り方についての考え方は、先ほど申し上げた令和 4 年 9 月 20 日の答申では、お示しをいただいていない状況になってございます。

令和 7 年度認可対象の補填額の算定に当たりましては、第一種適格電気通信事業者は令和 6 年度の実価等を令和 7 年 8 月末までに基礎的電気通信役務支援機関に対して届出が必要でございます。

このため、IP 網への移行後のうち、令和 6 年度の実価等を含めるべき令和 7 年 1 月から 3 月期の補填額の算定に係る LRIC モデルの運用方法等について速やかに整理をする必要がございます。

このため、この算定に必要な事項について検討するための諮問を行わせていただきます。

答申を希望する事項は、今申し上げたとおりでございますが、令和 6 年度第 4 四半期、すなわち令和 7 年 1 月から 3 月期の電話のユニバーサルサービス交付金に係る補填額の算定に当たっての LRIC モデルの適用方法等について、答申をいただければと考えております。

具体的に検討いただきたい事項を次の四角の中に大きく 3 点記載をさせていただいております。

I P 網への移行期間中、令和 4 年 4 月から令和 6 年 1 2 月までに適用していた次の事項の取扱いについて、令和 6 年度第 4 四半期に適用する L R I C モデルの中でどのように対応するかということで、こちらに記載させていただいております 3 点について、具体的な御検討をいただきたいと考えてございます。

まずは 1 点目でございます。1 点目は、第 8 次 P S T N－L R I C モデルによる補填額算定値と第 9 次 I P－L R I C モデルによる補填額算定値の加重平均値についてでございます。こちらにつきまして、現在いただいております答申においてどのように御記載いただいているのかということをお次の 2 ページを使って説明をさせていただければと思います。

2 ページには、第 3 章 I P 網への移行に伴う補填の在り方等ということで、様々な御議論、御答申をいただいております。この第 4 節、I P 網への移行期間中の補填額算定方法という箇所に御記載いただいているものでございます。

電話のユニバーサルサービス制度におきましては、L R I C モデルを適用した算定というものが行われているところでございまして、2 パラグラフ目の「具体的には」というところに記載がございしますが、令和 4 年度認可対象の補填額の算定までは、第 8 次 P S T N－L R I C モデルが用いられているところでございます。

電話網の I P 網への移行期間中は、N T T 東日本・西日本の電話網内で切替前後の接続ルートが混在するところ、同期間中の加入電話／メタル I P 電話の接続料については、第 8 次 P S T N－L R I C モデルと第 9 次 I P－L R I C モデルを併用して算定するということがされてございまして、これにつきまして、L R I C 方式による補填額の算定ということで、2 ページ目の一番下の 2) 方向性ということで答申をいただいております。

この内容は、I P 網への移行期間中、令和 4 年 4 月から令和 6 年 1 2 月まででございますが、こちらにつきましては、第 8 次 P S T N－L R I C モデルによる補填額算定値と第 9 次 I P－L R I C モデルによる補填額算定値の加重平均値を取り、これを補填額とすることが適当である、この際、加重平均比率は、接続料算定時と同一の比率を適用することが適当であるという御答申を令和 4 年にいただいております。

なお、具体的なこの答申を受けてのこれまでの算定の比率でございしますが、右肩 4 ページを御覧いただきたいと思います。

この一番下に第 8 次 P S T N－L R I C モデルと第 9 次 I P－L R I C モデルの加重

平均値の割合ということで、過去に適用してきた割合を記載してございます。

一番上、1年目とございますのは、令和4年度の比率でございまして、P S T N 9 1 %、I P 9 %という比率でユニバーサルサービス交付金の算定をしてございます。

2年目の令和5年は、P S T N 6 6 %、I P 3 4 %ということになってございまして、現在3年目の令和6年12月まではP S T N 2 3 %、I P - L R I C 7 7 %ということで算定をしてございます。

こちらにつきまして、令和7年1月から3月期についてどのような考え方で算定をすべきかといったことがまず御検討いただければと思っている第1点目になります。

続きまして、1ページにお戻りください。

2点目でございますが、検討事項とございます下から2番目の四角の中の上から2つ目のひし形の部分になります。こちらは、第9次I P - L R I Cモデルの適用に際し、実際にはメタル回線で設置されている加入者回線を光回線とみなすかどうかという点についてでございます。こちらも同様に、3ページ目の答申でどのような御答申をいただいたかということを御説明させていただきます。

一番上にございまして、同期間中、移行期間中の第9次I P - L R I Cモデルによる補填額の算定に際しての加入者回線の取扱いにつきましては、まずは実際に設置されている回線種別に基づき補填額を算定することが適当であると御答申をいただいております。これが令和6年12月までの移行期間中の在り方の答申でございまして、こちらにつきまして、移行後、令和7年1月から3月期についてどのように取り扱うべきか、こちらについて御検討をいただきたいと考えてございます。

最後3点目は、また1ページ目の下から2番目の四角の中の一番最後の四角でございますが、モデル外補正の実施の有無、これは第9次I P - L R I Cモデルのアクセス網の設備配置ロジックということでございまして、こちらも同様にどういった答申をいただいているかということを説明させていただきますと、3ページ目の一番下のパラグラフでございます。下線を引かせていただきましたが、第9次I P - L R I Cモデルをモデル外で補正し、その出力を十分に効率的な設備配置に近づけた上で同モデルを適用することが、同期間中に限定した暫定的な対応としては妥当であるという答申をこの令和4年のときにはいただいております。

こちらにつきまして、移行期間が終わった後、令和7年1月から3月までについて、どういった取扱いとすべきか、こちらについて御検討いただければということが今回の3

点まとめて御検討をお願いしたいという事項になってございます。

今後のスケジュールになります。スケジュールにつきましては、この資料の一番最後、7ページ目にスケジュール、概要を書かせていただきました。本日12月2日に諮問をさせていただき答申の時期は3月頃、答申をいただければ、速やかに所要の整備を行いまして、令和7年8月末までに法定をされております、第一種適格電気通信事業者による電話のユニバーサルサービス交付金算定のための原価の届出、こちらを行っていただく。これに間に合うように、答申後、速やかに所要の整備を行っていきたいと考えてございます。

私からの説明は以上になります。ありがとうございました。

○森川部会長 ありがとうございます。

それでは、皆様方、ただいまいただいた御説明につきまして、何か御意見あるいは御質問等ございましたらお知らせいただけますでしょうか。いかがですか。よろしいですか。特に御意見ございませんか。よろしいですか。ありがとうございます。

特に御意見、御質問等ないようですので、今現在定足数も満たしておりますので、ただいまいただいた御説明を了承し、本件諮問の審議に当たって、ユニバーサルサービス政策委員会において調査検討を進めていただくことにしたいと思いますと思いますが、それでよろしいでしょうか。御異議等おありの場合には、チャットでお知らせください。よろしいですか。

(異議の申出なし)

○森川部会長 ありがとうございます。それでは、本件の諮問につきましては、ユニバーサルサービス政策委員会において調査検討を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(2) 議決案件

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について

【令和5年8月28日付け諮問第28号】

○森川部会長 それでは、続けて、議決案件に移ります。

こちらは令和5年8月28日付けの諮問第28号「市場環境の変化に対応した通信政

策の在り方」についての審議となります。

それでは、山内主査及び通信政策特別委員会事務局から御説明をお願いできますでしょうか。お願いいたします。

○山内主査　ありがとうございます。通信政策特別委員会の主査を務めておりました山内でございます。

今、ご紹介がありましたように、昨年８月に「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について諮問いただきました。これについて、委員会における調査検討の結果を御報告いたしたいと思えます。

まずは、これまでの経緯についてでございますが、今申し上げたように、昨年８月に諮問をいただきまして、本年の２月に第一次答申をお出ししました。

本日御報告しますのは、この第一次答申において、「今後更に検討を深めていくべき事項」と整理された事項について調査検討を進めてきたものでございます。

これらの事項について、ユニバーサルサービス、公正競争、それから経済安全保障、この３つのワーキンググループを設置いたしまして、専門的な検討を含めて集中的に議論を行ってきたところであります。

委員会といたしましては、昨年９月以降、ワーキンググループも含めて、全部合わせると合計で４３回の会合を開催いたしまして、事業者等に対するヒアリングも行い、それによって議論を深めてまいりました。その結果、今般、お手元の資料７７－２－１のとおり「最終報告書」として取りまとめたところでございます。

委員会では、「通信サービスが全国に届く」、「低廉で多様なサービスが利用できる」、「国際競争力を確保する」、そして「経済安全保障を確保する」、この４つの基本的な考え方を持って議論してきた次第でございます。

この最終報告書は、「今後更に検討を深めていくべき事項」とされた「ユニバーサルサービスの確保」、「公正競争の確保」、「国際競争力の確保」、「経済安全保障の確保」、それから「ＮＴＴに関する規律の担保措置等」について、整理をした内容となっております。

それでは、報告書の詳細の内容については、事務局から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○飯村事業政策課長　事業政策課の飯村でございます。資料７７－２－２に基づきまして、最終報告書の概要について説明をいたします。

1 ページ目を御覧ください。

本件は、2020年の法改正における3年後見直し規定に基づきまして、昨年8月に諮問されたものでございます。今年2月の第一次答申では、「速やかに実施すべき事項」と、「今後更に検討を深めていくべき事項」に仕分けし、第1ステップとして、研究開発に関する責務の廃止など、「速やかに実施すべき事項」は、今年4月の改正NTT法で措置をしたところでございます。

そして、第2ステップとして、ユニバーサルサービスの確保など、今後更に検討を深めていくべき5つの事項については、先ほど山内主査から御説明がありましたとおり、先週27日の委員会で最終報告書として取りまとめたところでございます。

2 ページ目を御覧ください。

最終報告書につきましては、5つの柱から構成されております。詳細は次ページ以降で説明いたしますが、ユニバーサルサービスの確保については、ブロードバンドと電話に分けて整理し、公正競争の確保の在り方については、NTT東日本・西日本に関し経営自由度の向上とその通信インフラの適切な設置・維持を確保する観点から整理をしております。その他、国際競争力、経済安全保障、NTTに関する担保措置等については、このページに記載の観点から整理をしているものでございます。

3 ページを御覧ください。

ブロードバンドのユニバーサルサービス関係でございます。

資料では、上段の枠囲いで現状と課題を記載し、中段以降で最終報告書における取組の方向性を記述しております。

まずブロードバンドの課題としては、未整備地域の解消と自治体が設置している公設光ファイバの民設移行の2点でございます。

この解決には、提供者がいない地域で提供責務を負う者がいない状況を解消することと、そのような不採算地域の効率的なカバーに、無線の積極的な活用を図ることが必要となっております。

このため、今回は、まず①最終保障提供責務として、提供者がいない地域で提供する責務を新設し、②その担い手は、申請により指定を受けて交付金を受ける者がいる地域ではその者とし、そのような者がいない地域ではNTT東日本・西日本とすることが適当としております。そして、無線の活用を図るため、④品質低下の懸念が少ない不採算地域等に関し、モバイル網を活用した固定ブロードバンドをユニバーサルサービスに追

加することが適当としております。

そして、③責務の担い手に近隣の事業者が協力する義務、それから、⑤料金については、都市部以外では都市部を上回る料金の設定を原則禁止することが適当としてございます。

続きまして、4ページです。電話のユニバーサルサービスの関係でございます。

固定電話につきましては、2035年頃にメタル回線設備が維持限界を迎える見込みですが、契約数としては、2030年で730万、2035年でも約500万残存する見込みで、2035年のソフトランディングを図るには、円滑な移行の促進を図ることが必要な状況でございます。エリア単位での計画的な移行は当面されない予定になっておりますので、利用者減で収入は減る一方、コストは大きく変わらず、今後赤字は拡大する見込みとなっております。この赤字は現在交付金で補填し、1番号当たりで国民負担につながっておりますので、その肥大化を避ける観点でも無線の活用など効率的な提供を図ることも必要となっております。

このため、今回、まず①無線の活用を図るため、モバイル網による固定電話をユニバーサルサービスに追加し、②これにより、電話のユニバーサルサービスの提供者に携帯電話事業者も加わって、複数事業者が連携した形での全国カバーが可能となりますので、NTT東日本・西日本の電話のあまねく提供責務については、最終保障提供責務に緩和し、ブロードバンドと同水準に揃えることといたします。

そして、③責務の担い手等についてもブロードバンドと同様にいたしますが、電話については、既存利用者の保護のため、メタル固定電話の利用者が残存している区域に限っては、NTT東日本・西日本の業務区域の縮小を制限する規律を課することが適当としております。

それから、④メタル回線の移行計画については、NTTが早急に策定し、総務省で検証すること、そして、携帯電話自体をユニバーサルサービスとすることについては、技術的課題等もあることから、継続検討が適当としてございます。

5ページ目です。2点目の公正競争の確保の在り方のうち、経営自由度の向上、業務範囲の関係でございます。

NTT東日本・西日本の営業収益は、メタル固定電話が減少している中で、20年前の約3分の2に減少している状況にございます。1999年のNTT再編の当時は、メタル固定電話は市内・市外・長距離と、距離別に市場があったため、NTT東日本・西

日本の本来業務は、これを踏まえて、長距離通信は認めずに県内通信に限定をする、いわゆる県域業務規制が課されております。しかしながら、メタル固定電話についても来年1月にIP網に完全移行し、距離別の料金サービスがなくなる状況にあります。

また、本来業務以外の業務を活用業務とありますが、その実施には、現在、事前届出が必要となっておりますが、地域のDX等に対応して、ワンストップでソリューション提供できるように、柔軟な実施がNTTから要望されている状況にあります。

このような状況を踏まえて、今回、NTT東日本・西日本の経営自由度の向上を図る観点から、まず①本来業務について、県域業務規制の撤廃、②活用業務については、事後検証への緩和、そして、③合併等による機動的な事業の開始、拡大ができるようにするため、小規模な非電気通信事業者については、合併等の認可の対象外とすることが適当としています。

他方、この規制緩和に伴うセーフガード措置として、一番下に記載してございますように、NTTの再編時などにおいて付された各種の公正競争条件、例えば、在籍出向の禁止等のうち、必要なものについては法定化して明確化することが適当としてございます。

6 ページ目が、公正競争の確保の在り方のうち、インフラの関係でございます。

御案内のとおり、NTT東日本・西日本の通信インフラは2種類ございまして、1つは光ファイバ、ルーター等の電気通信設備、もう一つは電柱・管路等の線路敷設基盤でございます。このうち、電気通信設備については、譲渡等の認可や、本来業務は自己設備で行うことが必要である自己設置要件によって、その適切な設置維持、これを確保する仕組みがございしますが、他方で、線路敷設基盤については、そのような仕組みがない状況にあります。

このため、取組の方向性1つ目におきまして、NTT東日本・西日本の線路敷設基盤の譲渡等に認可制を導入することが適当としてございます。

それから、上段の枠囲みの2つ目でございますが、現在、NTT東日本・西日本、ドコモは、市場支配的事業者として、グループ内の会社の優遇等を禁止する禁止行為規制が課されておりますが、この優遇禁止先のグループ内会社を合併等することによって、自社に吸収することで、この禁止行為規制を潜脱することが懸念されている状況にあります。

このため、取組の方向性2つ目の1行目後段でございますが、現在も登録の更新制で

グループ外の大規模な事業者を合併する場合には審査をしているところですが、この審査対象に今回新たに大規模なグループ内の会社についても追加することによって、このような合併等について審査することが適当とされております。

それから、上段の枠囲みの3つ目でございます。現在、鉄塔等の貸出しを行うインフラシェアリング事業者は電気通信事業者ではないので、鉄塔等の設置に必要な土地等を使用する権利、いわゆる公益事業特権が受けられない状況でございます。

このため、取組の方向性3つ目でございますが、インフラシェアリングの推進を図る観点から、このようなインフラシェアリング事業者が総務大臣の認定を受けた場合には、その適正・公平な利用等を確保した上で、公益事業特権の付与が適当としてございます。

取組の方向性4つ目でございますが、電報の事業につきましては、大幅に利用が減少している状況を踏まえまして、これまではコストベースの料金設定義務と電気通信事業法による特別な規律がありましたが、類似サービスと同様に、信書便法で規律することが適当としてございます。

続きまして、7ページ目です。国際競争力強化の関係でございます。

我が国のICT分野、デジタル収支の赤字額は過去10年で2倍以上に拡大しております。海外依存が高まりますと、経済安全保障や競争上も問題でございますので、現在、AI社会を支えるデジタル需要が増大している中で、この旺盛な海外需要を取り込むためには官民による戦略的な取組が重要となっております。

このため、今回、技術で勝てても商売では勝てないという問題意識の下、研究開発、国際標準化、社会実装・海外展開等を有機的に連携させた総合的な取組が必要であること。それから、NTTについては、今年のNTT法改正で研究開発責務の廃止がされましたが、これはNTTの研究開発の自立性の向上を目的としたものであることを踏まえまして、IOWN関係等を含めた取組の加速化を強く期待としてございます。

それから、研究開発、国際標準化に関しては、総務省は覚悟を持って取り組む民間事業者の後押しが必要であること。それから、NICTの機能強化策等について戦略的な検討を深めることが必要としてございます。

海外展開については、従来よりも大規模なプロジェクト支援を行い得る環境の整備、それからJICTによるリスクマネーの強化が重要としてございます。

続きまして、8ページ目です。経済安全保障、外資規制の関係でございます。

まず、現行制度から説明をいたしますと、通信分野の外資規制は、外為法の個別投資

審査とNTT法の外資総量規制の2種類がございます。通信事業者一般には外為法の個別投資審査のみが課され、1%以上の株式取得は事前届出で審査をしております。ただ、「※」にございますように10%未満であれば、一定の基準の遵守を前提に事後報告で実施できる、いわゆる事前届出の免除制度が設けられている状況でございます。

そして、NTTには、この外為法の投資審査に加えて、NTT法で外資比率が3分の1以上となることを禁止する外資総量規制が課されている状況でございます。

この外資総量規制についてNTTからは「世界的に撤廃するのが潮流」、「受け入れるべき投資も制限」等から廃止をし、個別投資審査を強化すべきとの意見が示されておりましたが、この外為法の個別投資審査については、現在、財務省において、リスクが類型的に低いとは認められない外国投資家が事前届出の免除制度を利用できないようにするなどの見直しが検討されているところでございます。

このような状況を踏まえて、NTT法の外資総量規制につきましては、NTTの通信インフラの公共性、3分の1の閾値を超えても配当目的の取得は可能であること、それから、外為法は日本在住の外国人の投資は対象外であり、NTT法の外資総量規制の代替は困難であること、この3点から維持することが適当とし、遵守状況等の定期的な確認をする制度の導入が適当としてございます。

それから、個別投資審査の強化については、先ほど申し上げたとおり、財務省を中心に現在見直しの検討を行っておりますので、その状況等を踏まえつつ、継続検討が適当としてございます。

続きまして、9ページ目です。5点目、担保措置等の関係でございます。

担保措置につきましては、今年4月のNTT法改正で、既に外国人役員規制の緩和、役員選解任の緩和等を行っておりますところでございます。現在残っておりますのは、政府の株式保有義務、それから、定款変更、合併等事業計画の認可、財務諸表の提出義務等でございますが、今回の見直しの結果、NTTの目的・業務には基本的に変更はございませんので、担保措置の必要性も基本的には変わらないことを基本的なスタンスといたしまして、政府の株式保有義務については、NTTの経営の安定等を確保する観点から維持が適当、定款変更、合併等、事業計画等の認可については、組織運営等に関する重要事項であるため維持が適当としてございます。

ただし、NTTの合併等認可については、先ほど公正競争に関する御説明で申し上げたとおり、一部は対象外とした上で財務諸表の提出義務は公表資料が入手可能であるた

め、撤廃が適当としてございます。

法形式につきましては、引き続きN T Tに関する規律をN T T法に規定する案と、電気通信事業法に規定した上で結果としてN T T法を廃止する案、これら2つが考えられますが、総務省においてそれぞれの特徴を踏まえ、必要な規律を適切かつ確実に担保できる形式の検討が適当としてございます。

最後に、10ページ目でございます。

これまでの説明内容も含めまして、総務省が速やかに制度整備すべき事項を29項目に整理をしておりますが、細部にわたるため、説明は割愛をいたします。

説明は以上でございます。

○森川部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまいただきました御説明に関しまして、何か皆様方から御意見あるいは御質問等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

ありがとうございます。岡田先生、お願いいたします。

○岡田部会長代理 成城大学の岡田です。

今回の最終報告書ですが、非常に多岐にわたる論点に当たり問題点をきちんと整理されて、今後の方向性ということもよく示されている内容であると感じております。

私自身はユニバーサルサービス関連のワーキンググループに参加しておりまして、こちらの議論はよくフォローはしていますが、その他のカテゴリーについても詳細な検討がされている内容であると思っております。

そもそも諮問事項は「市場環境の変化に対応した」とありますが、この通信環境が激変していることをよく踏まえた内容になっておりまして、とりわけモバイルの活用が要所で取り上げられています。この点はこの技術自身が実はまだまだどんどん変わっていくものですので、2030年を射程に入れた検討として、今回の報告書は枠組みが作られておりますが、実際にはそれよりももっと早いペースでこの市場環境は変わっていくのではないかと十分想定されると思います。

その意味では、今般、取り上げられている中で、更に近い将来で、見直しが必要になるのではないかとと思われる箇所もあるかと思います。そのようなことも踏まえた今後の検討をぜひお願いできればと感じております。

概括的なコメントだけですが、私からは以上です。

○森川部会長 ありがとうございます。

これは、山内先生から、よろしいですか。

○山内主査 岡田先生、ありがとうございます。私自身もおっしゃるとおりだと思います。環境が大きく変わっておりますし、これから、いろいろな変化があると思いますので、ここで留めないで、行政に対しては、見直しを進めていただくと同時に、今回は、一旦報告書として出しましたので、それに対するフォローを十分にやっていただければと思っております。

○森川部会長 ありがとうございます。

ほかの皆様方からいかがですか。御意見、御質問等よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、現在定足数を満たしておりますので、ただいまいただいた御説明を了承し、資料77-2-1「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終報告書を当部会の最終答申（案）とし、こちらについて広く国民の皆様から御意見を募集することとしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。御異議等おありの場合はお知らせください。

（異議の申し出なし）

○森川部会長 ありがとうございます。それでは、こちらの案について意見募集をすることとし、意見募集の期間や手続などにつきましては、事務局に一任することとしたいと思います。

それでは、山内先生並びに皆様方、本当にありがとうございました。

○山内主査 どうもありがとうございました。

○森川部会長 ありがとうございます。

閉 会

○森川部会長 それでは、以上で本日の議題は終了となりますが、皆様方から何かございますか。

事務局から何かございますでしょうか。

○片山総合通信管理室長 事務局からは特にございません。

○森川部会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、本日の会議は終了といたします。次回の日程につつま

しては、開催日が決まり次第、事務局から御連絡いただけるとのことでございます。

以上で閉会といたします。お集まりいただきまして、ありがとうございました。